

# サービス付き高齢者向け住宅整備事業における 市町村の意見聴取手続について

## 1 経緯

平成28年4月1日より、事業者がサービス付き高齢者向け住宅整備事業（スマートウェルネス住宅等推進事業補助金要綱（平成28年1月20日付国住心第195号）第4 一号に規定する事業。以下、「補助事業」という。）の国庫補助を受けてサービス付き高齢者向け住宅を整備する場合は、「計画地の市区町村への事前の意見聴取」が補助要件とされました。

この制度変更を受け、川崎市では、本市のまちづくりに即した良質なサービス付き高齢者向け住宅を誘導し、高齢者が安心して地域で住み続けられる住まいを確保するため、サービス付き高齢者向け住宅の整備計画に関する意見聴取手続を実施します。

## 2 対象となる住宅

新たに整備するサービス付き高齢者向け住宅

## 3 意見聴取において確認する事項

### (1) 計画内容

サービス付き高齢者向け住宅が計画されている立地について、公共交通機関の利便性や周辺の高齢者向け住宅の供給状況などを踏まえ、高齢者が地域で住み続けることができる適切な立地かどうかを確認します。

### (2) 医療機関や介護サービス事業所との連携

サービス付き高齢者向け住宅で提供されるサービス内容や居住環境について、地域の医療機関や介護サービス事業所との連携状況などを踏まえ、高齢者が地域で安全・安心に居住し続けることができる計画かどうかを確認します。

### (3) その他

計画地の市区町村におけるまちづくりに即した計画とするため、本市が策定している各行政計画との整合性を確認します。

## 4 意見聴取手続開始日

平成28年4月1日

## 5 意見聴取手続き

### (1) 申請書の提出先

まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課

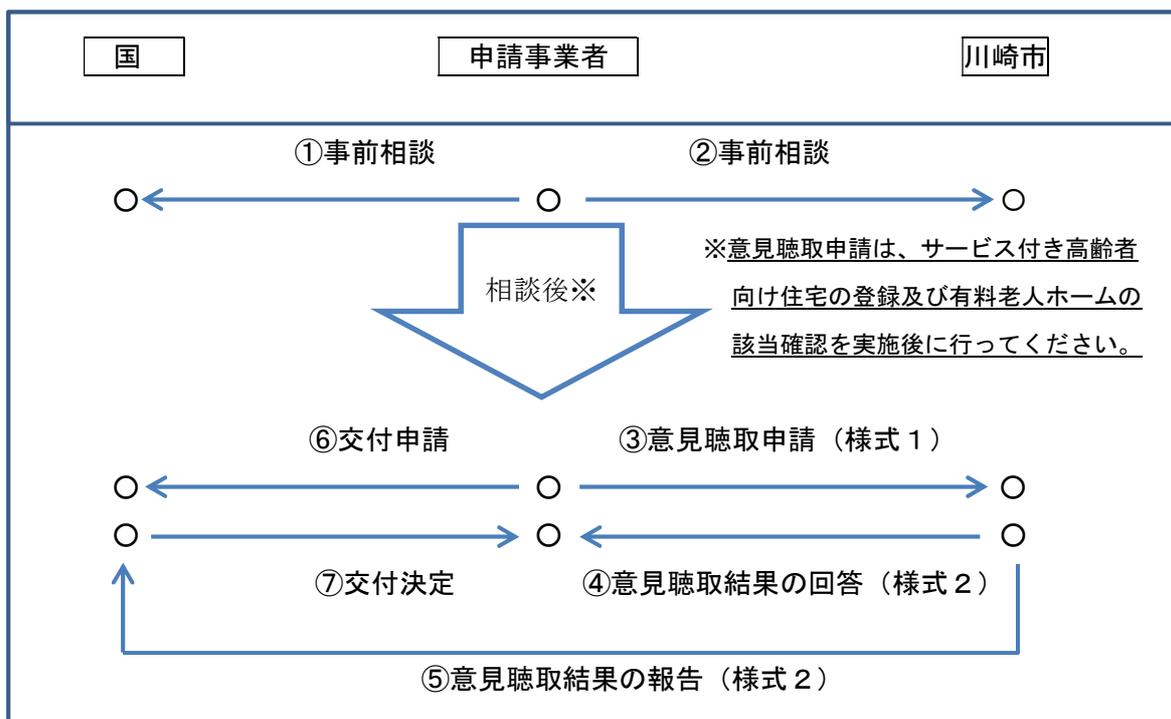
### (2) 申請書類

- ・サービス付き高齢者向け住宅整備事業事前協議書・意見聴取申請書（様式1）
- ・添付書類（様式1の下部に記載の書類一式）

### (3) 回答までの標準事務処理期間

原則として、窓口で申請書を受理してから14日間以内に、サービス付き高齢者向け住宅整備事業事前協議書・意見聴取終了通知書（様式2）により回答します。

#### 参考 サービス付き高齢者向け住宅整備事業 意見聴取手続事務フロー図



#### 【意見聴取手続に関する問い合わせ先】

川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課

電話 044-200-2996

FAX 044-200-3970

メール 50zyusei@city.kawasaki.jp